

運輸安全マネジメント

対象期間 令和4年 10月～ 令和5年 9月

株式会社大和観光バス

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第二条の2の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が重要であるという認識を徹底させます。
2. 当社は、輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し安全対策を不断に見直し全従業員を挙げて業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また輸送の安全に関する情報について積極的公表いたします。
3. 年間計画・教育計画に基づき、定期的に運転士教育を実施するとともに、各営業所運行管理者または教育指導者による運転士の教育指導を行います。
4. 当社は健康管理の取り組みを積極的に実施します。
5. 当社は、毎年10月に『輸送の安全に関する情報』について公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

A) 前年度の目標【令和4年度】

1. 重大事故ゼロ
2. 健康起因による事故ゼロ
3. 思いやりのある運転のできるプロ乗務員の育成

A) 前年度の目標達成度

1. 達成
2. 達成
3. もっとスキルアップを望む

B) 今年度の目標【令和5年度】

1. 有責人身事故0件、有責車両事故0件
2. 健康起因による事故ゼロ
3. 思いやりのある運転のできるプロ乗務員の育成

3. 事故に関する統計

有責車両事故0件(達成)
人身事故0件(達成)
車両事故(1件)

4. 安全管理規程

別途 本社営業所窓口 でご覧になることができます。

<https://yamatokankobus.sakura.ne.jp>

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

A) 講じた措置【令和4年度】

1. 全車デジタルタコグラフの導入
2. 乗務員の脳ドック受診(50歳以上)
3. 全乗務員に運行管理者資格を受講し2名以上の合格を目指します。

A) 講じた措置の達成度

1. 達成
2. 未達成
3. 未達成

C) 講じようとする措置【令和5年度】

1. 全車デジタルタコグラフの導入(達成)
2. 乗務員の脳ドック受診(達成) 4名受診
3. 全乗務員に運行管理者資格を受講し2名以上の合格を目指します。(未達成)

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の管理体制

別途 本社営業所窓口 でご覧になることができます。

<https://yamatokankobus.sakura.ne.jp>

7. 安全管理体制の公表

* 運転手	10名		
* 運行管理者	5名	同補助者	1名
* 整備管理者	2名	同補助者	2名

8. 事業用自動車に関する情報

* 大型車	H1年式1台	H31年式1台	H29年式1台	H28年式1台	H27年式2台
	H25年式1台 H23年式1台				
* 中型車	H29年式2台				
* 小型車	H25年式1台				
	衝突被害軽減ブレーキ装着車 11台				
	ドライブレコーダー全車装備済み				

9. 行政処分について

当社は行政処分を受けておりません。

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施体制

A) 乗務員年間教育（外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。）

2022年 10月	運転者の運転適性に応じた安全運転
2022年 11月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
2022年 12月	健康管理の重要性
	年末年始輸送安全総点検について（重点実施項目の周知）
2023年 1月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
2023年 2月	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転の指導
2023年 3月	事業用自動車の構造上の特性
	非常信号用具、非常口、消火器の取り扱い指導
2023年 4月	事業用自動車を運転する場合の心構え
	春の全国安全運動について（重点実施項目の周知）
2023年 5月	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本項目
2023年 6月	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
2023年 7月	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
	夏の交通安全運動について（重点実施項目の周知）
2023年 8月	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
2023年 9月	安全性の向上を図るための措置を備える事業用自動車の適切な運転方法
	秋の全国交通安全運動について（重点実施項目の周知）

B) 運行管理者、補助者教育(外部組織の教材を利用し下記のプログラムで教育を行いました。)

2023年7月	特別ビデオ、テキスト使用 年間契約について
2024年1月	特別ビデオ、テキスト使用 点呼に傾聴のテクニックを取り入れよう

C) 上記以外の教育について

2月に雪用チェーン研修を行いました。



11. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

A) 内部監査

内部監査は、7月に行いました。

内部監査員は経営トップから必要な権限を与えられ、各部門を公正な立場で監査しました。

監査の結果については、本社営業所窓口でご覧になることができます。

<https://yamatokankobus.sakura.ne.jp>

B) 監査の結果に基づいて講じた措置及び講じようとする措置

① 日常的な連絡に使用する連絡網の見直しをします。

② 点検簿を読みやすく記入するように期間を決めて指導します。

③ 個別に指導します。

12. 安全統括管理者に係る情報

当社の安全統括管理者は、本社営業所の中原一成です。

令和5年 9月 30日